動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前13日間
	ふぐ目魚類	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	（略）	（略）	（略）
フルララネルを有効成分とする飲水添加剤	鶏	１日量として体重１kg当たり0.5mg以下の量を飲水に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤	（新設）	（新設）	（新設）
	ふぐ目魚類	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）